（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第百条の三　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。）の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二・三　略］

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）による証明書又は戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本

二　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

［三～五　略］

（高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出）

第百条の四　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　被保険者の氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

［二・三　略］

（高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出）

第百条の五　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　被保険者の個人番号又は基礎年金番号

［二　略］

（高齢任意加入被保険者の住所変更の届出）

第百条の六　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　被保険者の個人番号又は基礎年金番号

［二　略］

（高齢任意加入被保険者の個人番号の変更の届出）

第百条の七　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　被保険者の氏名、生年月日及び住所

二　変更前及び変更後の個人番号

三　個人番号の変更年月日

（支払未済の給付）

第百二条　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第百条の三　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。）の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の生年月日及び住所

［新設］

［二・三　同上］

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）による証明書又は戸籍の抄本

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

［三～五　同上］

（高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出）

第百条の四　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　被保険者の生年月日及び住所

［新設］

［二・三　同上］

（高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出）

第百条の五　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　基礎年金番号

［二　同上］

（高齢任意加入被保険者の住所変更の届出）

第百条の六　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　基礎年金番号

［二　同上］

［新設］

（支払未済の給付）

第百二条　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次